団体貸出利用案内

山口市立図書館では、山口市内の中学校、小学校、幼稚園、保育園、社会教育団体、その他図書館長が認める団体（児童クラブ、子育て支援サークルなどの非営利団体）に、図書や紙芝居を１団体につき１００冊まで、３０日以内で貸出を行います。小学校については、１５０冊までとなります。利用を希望される団体は、図書館にあります「団体貸出登録申込書」に記入のうえ、提出してください。その際、担当者の本人確認をしますので、免許証などをお持ちください。また、団体によっては、活動報告書など団体の活動内容がわかるものを提出していただく場合があります。

登録が済んだら

※ 利用カードについては、原則登録をした図書館で保管します。

① 貸出を申し込む

- 来館前に必ず利用する図書館へ連絡しご予約ください。その際、団体名、来館日時、担当者等をお知らせください。FAX でも受け付けます。連絡は、平日にお願いします。休館日は、ご利用になれません。また、登録した図書館以外でも利用できます。
- 小、中学校については、調べ学習のテーマが決まっており、図書館職員に事前の収集を依頼する場合は、来館日の７日前までにご連絡ください。
- 上記以外は来館日の２日前までにご連絡ください。
- ご予約は、１０時から１１時まで、１１時から１２時までなど、正時から始まる１時間単位でお願いします。また、図書館の開館時間中に限り受付可能です。

  ※状況により対応が難しいことがありますが、ご了承ください。

② 貸出をする

- 図書館に来館し、カウンターの職員にお申し出ください。中央図書館と小郡図書館については、担当者が団体貸出用書庫へご案内します。
- 当日、来館時間に遅れが生じる場合は必ずご連絡ください。（予約時間の変更はないようにお願いします。）
- １時間以内でのご利用となります。（来館された方自身で本を選ぶ場合も１時間以内にお願いします。）１時間以上かかりそうな場合は、事前にご相談ください。
- 貸出処理が終わりましたら、貸出図書と一緒に貸出リストをお渡しします。
- 貸出しした図書の搬送および管理は、各団体の責任において行ってください。コンテナ等搬送に必要なものは各団体でお持ちください。

・　利用対象図書、期間、冊数は以下のとおりです。

中央図書館、小郡図書館

利用の目的	貸出期間	貸出冊数	利用対象図書
調べ学習および読み聞かせ用	３０日以内	１００冊以内 （小学校は１５０冊以内）	団体貸出用
	１５日以内	５０冊以内 （上の冊数に含む）	本館用
自由読書	３０日以内	１００冊以内 （小学校は１５０冊以内）	団体貸出用

秋穂図書館、阿知須図書館、徳地図書館

利用の目的	貸出期間	貸出冊数	利用対象図書
調べ学習・読み聞かせ・自由読書	３０日以内	１００冊以内 （小学校は１５０冊以内）	本館用

※　貸出冊数内であれば、同時に複数館でも利用できます。

※　貸出期限の延長はできません。また、個別資料の予約は受け付けておりません。

※　雑誌、視聴覚資料については貸出できません。

※　紙芝居台、パネルシアター、エプロンシアターの貸出についてはご相談ください。

③　返却をする

・　返却図書と貸出リストをあらかじめ照合し、図書館に来館の上、ご返却ください。（返却ポストの利用はご遠慮ください。）

・　返却のみの場合、３０冊以内であれば直接図書館カウンターにお返しいただくこともできます。それ以外に、職員の対応が必要となる場合には、あらかじめご連絡ください。

・　貸出した図書館以外の館に返却を希望する場合は、貸出時にご相談ください。なお、冊数が多い場合や紙芝居など確認が必要な資料についてはご遠慮ください。

注意事項

○　担当者が替わられる等、登録事項に変更が生じた場合は、登録した図書館にて「団体貸出変更届」を提出してください。

○その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

〒７５３－００７５
山口市中園町７番７号　山口市立中央図書館
TEL　０８３－９０１－１０４０
FAX　０８３－９０１－１１４４